

障害者差別解消法の概要と Webアクセシビリティ

2015年2月13日

Web担当者のためのアクセシビリティセミナー

静岡県立大学教授
内閣府障害者政策委員会委員長
石川 准

障害者差別解消法

- 多くの人々が、それぞれの立場でできることを、その人だからこそその力を発揮して実現
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律
- H25年6月26日公布
- H28年4月1日施行

概要

○ 障害を理由とする差別を解消するための措置

- ① 国の行政機関や地方公共団体、民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領・対応指針を作成すること。

○ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等

障害を理由とする差別とは？

1. 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為

2. 合理的配慮の不提供

必要かつ合理的な配慮の不提供

障害のある人本人から配慮が求められた場合に、その人にとって社会的障壁を除去するために必要であり、かつ過度な負担でないのに配慮を拒んだとき

* 本人自らが意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。

障害者の定義

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）
その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者
&
- 社会的障壁により生活に制限を受けているもの

◆ つまり・・・ **disability**（障害）とは、
impairment（機能的な障害）

× **社会的障壁**（社会で生活する上での困難）

「行政機関等」の定義

- 国の行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体
- 地方独立行政法人

「事業者」の定義

- 商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む。）
- 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない。
 - 例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

不当な差別的取扱いの禁止

- 行政機関等と事業者に共通
 - 「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」

障害者差別解消法 第三章 第七条第一項および第八条第一項

合理的配慮の提供

- 障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、
- その実施に伴う負担が過重でないときは、
- 性別、年齢及び障害の状態に応じて、
- **社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

障害者差別解消法 第三章 第七条第一項より

(表) 行政機関と事業者のちがい

	行政機関等	事業者
不当な差別	不当な差別的取扱いをしてはならない	
合理的配慮	社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない(義務)	社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない(努力義務)
対応要領と対応指針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関の長と独立行政法人等: 対応要領を定める ・地方公共団体等: 対応要領作成は努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・各主務大臣: 対応指針を作成 ・事業者: 対応指針を参考に、主体的な取組が期待される

合理的配慮はいろいろある

1. だれでもすぐにできる配慮
筆談、メニューの読み上げ、棚から商品を取る
2. 多様性を理解し、柔軟な考え方をすることでできる配慮
調子の悪いときに休める場所を確保する
3. 技術やスキルを身につけることでできる配慮
手話でのコミュニケーション
4. 道具や設備の利用や変更でできる配慮
支援機器の活用

配慮の平等

- 個人モデルでは、配慮の要らない人と配慮の要る人
- 社会モデルでは、配慮されている人と配慮されていない人
 - スピーカーとマイクだって配慮
 - スライドや配布資料だって配慮
 - 冷暖房だって配慮

環境の整備と合理的配慮

- 合理的配慮は現場でできる配慮
- 環境整備がないと合理的配慮でできることには限界がある
- 行政と事業者による環境整備の努力はとても重要
- 環境整備政策を推進する必要

合理的配慮から環境整備へ

- 合理的配慮要求に基づいてたとえばスロープを設置し、それを常設すればその後は環境整備となる
- 二人目からは反射的利益として環境整備による社会的障壁の除去から利益を得られる
- 合理的配慮として実施した人力による配慮も、その後ルール化して接遇マニュアルに書いて業務として徹底すれば、その後は環境整備

民間事業者による取組

- 主務大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができる
- 努力義務は民間の自主的取り組みへの期待
- 対応指針があってもなくても、事業者団体が自主的に指針を作成して広めていくことが望ましい

公立民営の場合

- 指定管理など民間に委託する場合、
契約条件で合理的配慮提供が徹底できる
よう工夫が必要

雇用における差別

- 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによる
- 改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会
- 厚労省障害者雇用対策課が事務局
- 職場での差別禁止、合理的配慮の提供についての指針検討

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるもの。

また、対応要領・対応指針は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるもので、不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示す。

合理的配慮は建設的対話を誘発するか

- 法の社会的効果は規定とともに運用に依存する
- その法に私たち一人一人がどのように向き合うか次第
- 行政や事業者は個々の障害者の不便や苦勞を知る。
- それを政策、事業、ビジネスに活かしていく。
- 障害者も一緒に良い方法を考えることで多くを学ぶ。
- 市民的公共圏への期待
- 多様性を包摂する地域社会を作っていくことが重要

障害者の権利条約批准

- 2013年12月4日
国会が障害者の権利条約批准を承認
- 2014年1月20日
国連事務総長に批准書を寄託
- 30日で発効

新しい人権条約

- 女子差別撤廃条約は1981年
- 子供の権利条約は1991年
- 障害者差別撤廃条約は過去に何度か提案された。
- イタリアが1987年、スウェーデンが1989年に提案したが賛同を得られなかった。
- しかし、メキシコが2001年に提案し、それが承認され、翌年から草案策定作業

条約策定への当事者参加

- 条約策定作業に多くの当事者が参加した。
- 各国政府と市民社会の共同作業
- 待たされた代わりに能動的に関わることができた。
- 新しい人権概念を盛り込むことができた。
- 障害当事者は国際人権法を学び、人権法の専門家は障害について学んだ。
- 国連の諸機関も多くを学んだ。

国内制度改革優先の決断

- 日本は条約策定に積極的に関与した
- しかし早期批准という方針を変更して国内の制度改革を先に行うことを決断
- 政府、国会、団体、いわゆる有識者がきまじめかつ誠実に制度改革を進めてきた。
- 障害者基本法改正、総合支援法、障害者差別解消法
- 虐待防止法、優先調達推進法
- 公職選挙法の改正

国内モニタリング

- 条約33条2項
- 条約の実施を促進し、保護し、監視する仕組みの設置が求められている。
- パリ原則を考慮した運営において中立、公平、独立した仕組み
- 内閣府障害者政策委員会が国内監視を担う
- 障害者政策委員会はパリ原則を考慮に入れた機関でなければならない
- なお促進と保護については別の仕組みを強化する必要

連帯の義務

- 自分から必要な配慮を求める
 - 自分にできることであれば応じる
 - ← 応じようとする内発的意思を持つ
 - ← 合理的配慮の社会倫理的基盤

- 配慮を必要としているらしい人を見かけたら自分から声をかける
 - 必要としていたのなら申し出を受け入れる
 - ← 声をかけようとする内発的意思を持つ

EmpowermentとAbleism

- 社会モデルは
 - ・ 私は、わからない、できない。
 - ・ わかろうとは思わないし、できるようにしたいとも思わない
 - ・ そのような私に社会は配慮すべきだと述べているわけではない。
- できなかったのにできるようになったという喜びは、エイブリズムとは関係がない
 - 初めて自転車に乗れたとき、初めて泳げたとき、
 - 数学の問題やパズルが解けたとき

差別解消法はウェブサイトも対象

- 行政機関や事業者のウェブサイトにも情報障壁がある
- 障壁→合理的配慮の提供要求→提供義務、提供努力義務
- 合理的配慮を求める人への個別対応→環境整備として集積→ウェブサイトのアクセシビリティの向上
- ウェブアクセシビリティ向上のための環境整備→個別対応を必要とするケースの減少

情報障壁の例

- 画像pdf
- キーボードで操作できないコントロール
- スクリーンリーダーで認識できないボタン
- 構造化されていないページ

対応要領、対応指針に盛り込むべき内容についての私見

- ウェブマスターに対して
 - WCAG 2.0 JIS X 8341-3
 - スクリーンリーダー等の支援技術の理解
 - 業務フローの確立と職員社員への研修・支援
 - 合理的配慮要求受付窓口の設置
- コンテンツを作成する一般の職員、社員に対して
 - コンテンツ作成業務フローの遵守
 - アクセシブルなコンテンツ作成方法の周知徹底等

Q&A 1・2

- Q1. Webに関する対応指針・対応要領は、誰が作成するのか？
- A1. 対応要領：すべての行政機関、
対応指針：総務省と期待している

- Q2. 解消法施行までに、JIS規格に準拠しなくてはならないのか？
- A2. 権利条約の観点からは対応が望ましい。差別解消法では、義務とは必ずしも言えない。

Q&A 3

- Q3. Webアクセシビリティは環境整備か？公的機関も努力義務なのか？
- A3. Webアクセシビリティは「情報アクセシビリティ」に含まれる。したがって環境整備であると同時に、環境整備で足りない部分は合理的配慮の対象となる。当然、合理的配慮の部分は行政機関にとっては義務となる。

Q&A 4

□ Q4. Webが義務の対象でないなら、解消法施行後も特に何もする必要はなく、苦情申し立てがあった場合にだけ対処すればよいのか？

■ A4. そうではない。過度な負担でない限りは合理的配慮要求に対して対応することが義務となる。

繰り返しになるが、環境整備は努力義務であり、合理的配慮は義務である。Webの特性からしても、事前的環境整備をしていくことが合理的。